



目 次

ページ

公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
(六・警務課) 1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第6号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年5月29日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条総務課の項第10号を次のように改める。

(10) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄